

# 児童手当制度改正 手続き要否確認フローチャート

(注) フローチャートは一般的な例であり、手続き後に審査を行い決定します。

小鹿野町から児童手当（特例給付を含む）の支給を受けていますか。

※公務員の方は勤務先にお尋ねください。

はい

高校生年代以上（平成14年4月2日生～平成21年4月1日生）のお子さんがいますか

※算定児童に登録されていない高校生年代のお子さんがある場合には、「額改定認定請求書」の提出が必要です。

はい

大学生年代（平成14年4月2日生～平成18年4月1日生）がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか

はい

**手続きが必要です**

「額改定認定請求書」又は大学年代に親等の経済的負担がある場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」も必要です。

**手続きは不要です**

いいえ

○児童が大学生年代のみ  
手続きは不要です

○児童が高校生年代のみ  
**手続きは必要**です  
⇒「認定請求書」が必要

○所得上限限度額以上のため、支給停止の方  
**手続きは必要**です  
⇒「認定請求書」が必要

申請期限：  
**令和6年10月31日（木）まで**

※手続きが必要な方で請求者と児童手当の支給対象となる児童が別居している場合は、

「別居監護申立書」の提出が必要です。また、大学生年代の児童（22歳に到達した最初の年度末まで）を含め、きょうだい3人以上いる場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

【お問い合わせ先】

小鹿野町役場 こども課 手当担当 TEL：0494-75-4101（直通）

（受付時間 平日8：30～17：15）